

## 第 2 2 号 議 案

東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び東京都台東区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

( 提 案 理 由 )

この案は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び東京都台東区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月台東区条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(東京都台東区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 東京都台東区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成12年3月台東区条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。